

広告事業推進ガイドラインの策定について

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入の大幅な落ち込みが見込まれる大変厳しい財政状況の中、持続可能な財政基盤の強化に向け、集中改革プランにも規定のとおり、広告収入など新たな歳入の増加への取組みが一層重要となっています。
- 本市では、平成22年度に関係要綱を制定し、広告事業に取り組んできましたが、更なる推進を目指して全庁で意識を共有するよう、基本的な考え方や事務の流れ、参考様式などを取りまとめた『広告事業推進ガイドライン』を策定しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などによる、経済社会情勢やニーズの変化を的確に捉えながら、各課より積極的な取組みの推進をお願いします。

基本方針等

- 本ガイドラインを活用し、新たな財源を確保することにより歳入の増加につなげ、市民サービス向上及び地域活性化を図ることを目的に、広告事業を積極的に推進していきます。
- 広告事業を効果的・効率的に推進するため、各所属の取組みについて、財務企画課において集約・発信を行い、事業ノウハウ等の共有を図ります。

〈ガイドラインの内容〉

基本的な考え方	…新潟市広告掲載要綱を踏まえ、積極的推進を明示
基本的な事務の流れ	…業務フロー、参考様式など
留意すべき事項	…費用対効果、独自性の発揮による積極的な展開
関係法令	…法令による規制、自主規制など
他都市の取組み	…施設以外におけるネーミングライツ、公用車広告など

広告事業に関する経緯

- ・平成22年12月 「新潟市広告掲載要綱」及び「広告掲載基準」制定
- ・平成26年2月 本市初となるネーミングライツの導入(アイスアリーナ)
- ・令和元年度～ 集中改革プランにおいて、広告収入やネーミングライツなど、「新たな自主財源の確保」を規定

※「広告事業推進ガイドライン」は、令和3年5月31日付新財企第114号「新潟市広告事業推進ガイドラインの策定について(通知)」により職員ポータル掲示板に掲載予定